



草加市監査委員告示第4号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年8月25日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 斉 藤 雄 二

令和7年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

議会事務局、農業委員会

3 監査対象事務

令和6年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和5年度以前についても監査の対象としました。

4 監査期間

令和7年4月18日（金）から令和7年8月18日（月）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 議会事務局

議会事務局は、草加市議会事務局設置条例に基づき、市議会に属する事務を処理するための補助機関として設置されており、総務及び議事調査の2グループが置かれています。

令和6年度の職員体制及び歳出決算額は、次の表のとおりです。

○職員数（令和7年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
議会事務局	11人
その他の部局	1,337人
全 体	1,348人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
議会事務局	303,368,479円
その他の部局	90,945,751,002円
全 体	91,249,119,481円

議会事務局は、住民全体を代表する機関である市議会のもとに置かれ、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約等を行う市議会に寄与する組織です。二元代表制の一翼を担う市議会の機能が十分に発揮されるよう、議会活動のサポートを行っています。

具体的には、議員の身分、福利厚生、報酬や政務活動費等の支出、本会議及び各委員会に関することや、議案や市政の調査を行っています。また、議会の情報を広く市民へ提供するため、市議会だよりの発行をはじめ、市議会ホームページを運営するほか、本会議の様子をライブ中継・録画放映する等、様々な媒体により議会情報を発信しています。

令和6年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(2) 農業委員会

農業委員会は、14名の委員で組織され、委員会の事務を処理するために事務局が置かれており、事務局長をはじめとする事務局職員は全員、都市農業振興課と兼務をしています。

令和6年度の職員体制及び歳出決算額は、次の表のとおりです。

○職員数（令和7年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
農業委員会事務局	5人
その他の部局	1,343人
全 体	1,348人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
農業委員会事務局	10,937,306円
その他の部局	91,238,182,175円
全 体	91,249,119,481円

農業委員会は、農地利用の最適化を推進し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図ることで、農業の発展と農業者の地位向上を目指す組織です。事務局では、主に農業委員会の運営に関する事務を担っており、農地法をはじめとする関係法令に基づき、農地の効率的な利用を図るため、農地転用に係る許可申請や届出の受付及び審査を行っています。

また、都市化の進展により農地面積が減少するなか、農地の利用促進や担い手の確保及び育成に努めており、農業経営の安定化と生産性の向上を図るための政策を推進しています。

令和6年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められましたが、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

(1) 決裁行為について [農業委員会]

決裁行為について、草加市農業委員会事務局処務規程や草加市事務決裁規則等に基づく決裁を受けていないものが見受けられました。

決裁行為は、市の意思決定を行う重要な行為であり、業務履行の根拠となるものです。市民への説明責任を果たすためにも、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

(2) 契約行為に係る事務手続について [農業委員会]

契約行為に係る事務手続において、仕様書の記載内容の不備や見積依頼業者の選定が不十分なもの、見積書に収受印の押印がないものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則です。契約に係る法令を遵守することはもとより、市民に対し、契約過程についての説明責任を果たせるよう、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

8 意見

(1) 議会事務局

市議会は、住民を代表する機関として、条例や予算の議決を中心に政策形成機能を有し、執行機関を監視する大変重要な機関として位置付けられています。

市議会の活動をサポートする議会事務局が、事務を適正に行うことは、本市が地方公共団体として健全な行財政運営をしていく上で、非常に重要であると考えます。

今回の監査においては、令和6年度に執行された財務に関する事務について概ね適正に執行されていることが確認できました。また文書管理システムの機能を有効に活かし、局内全体で適宜情報共有を行うなど、文書や事務の流れが見える仕組みが定着していることが見てとれました。今後も市民への説明責任が果たせるよう文書の適正な事務処理を継続して行って下さい。

議会事務局が適法性、効率性の高い会計処理をはじめとした事務処理を的確に行うことは、市議会の効率的な運営と透明性の向上につながります。引き続き、よりよい市政の実現に寄与されますよう切に期待します。

(2) 農業委員会

近年、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足や異常気象などが影響し、米の供給不足と価格高騰が全国的に深刻な問題となっています。令和6年6月には「食料・農業・農村基本法」が制定から四半世紀を経て初めて改正され、先端技術の活用による農業の効率化や多様な担い手の確保及び育成などに関して法的整備が行われました。また、地方公共団体においては、地域の農業政策の実施主体として国の施策と連携しつつ、農業の健全な発展に向けた取り組みを行うことが責務とされました。

草加市においても、担い手や後継者不足に加え、宅地需要の高まりなどにより、農業人口及び農地面積は年々減少しています。農業委員会は、農業政策の推進において非常に重要な役割を担っているため、限られた人材の中でも、「草加市都市農業振興基本計画」に基づき、関係機関と緊密に連携し、新規就農希望者と農地所有者とのマッチング支援や地場農産物の流通拡大の促進といった施策を着実に進めてください。これからも都市農業を持続可能な産業として次世代につないでいくとともに市のブランド力向上に寄与することを期待しています。

今回の監査においては、令和6年度に執行された財務に関する事務について、概ね適正に執行されていると認められましたが、一部、決裁行為及び契約行為に係る事務手続について適正でない事例が見受けられました。今後は、前例にとらわれることなく、事務手続の進め方等の手引きを都度確認することで適正かつ正確な事務の執行に努めてください。